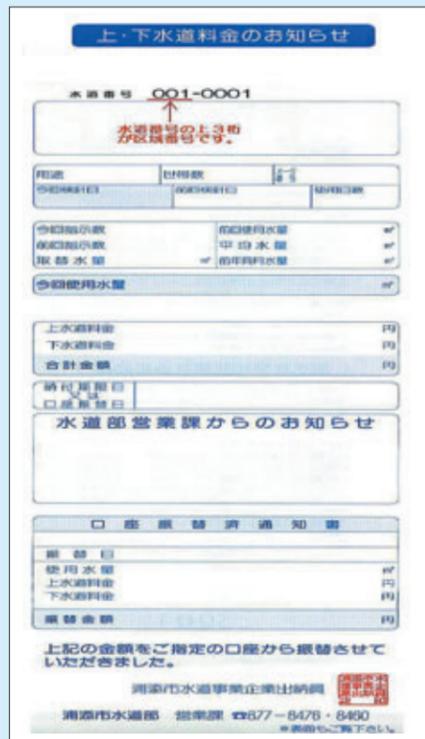


水道メータの定期取替えについて

水道メータは、計量法により使用期限が定められているため、定期的に新しいものと取替えなければなりません。取替えには水道部が委託した業者が皆さんの家または建物を訪問し、メータの取替えを行います(親メータのみ)。※水道メータの定期取替費用の個人負担はありません。**無料**で行っています。**区域番号は水道番号の上3桁に表示されています。**区域番号については、上下水道料金納付通知書・お知らせ等で確認できます。

取替月	取替区域番号
8月	005 006 007 008 009 010 011 022
9月	001 002 003 004 013 014 015 017 018 033
10月	023 049 055 056 058 059 060 061 062 063 084 085 086 102 103 104 105 106 107
11月	016 019 020 021 027 028 030
12月	025 026 039 040 041 042 043 048 128
1月	034 036 037 038 044 045 046 050 051 052 091 092 093 094 095 096 098 099 100
2月	024 070 073 074 075 078 079 081 082 083 108 109 110 111 112 113 117 120
3月	029 031 032 054 068 069 071 072 076 087 088 089 090 114 118



問い合わせ 水道部 配水課 給水係
☎877-8462 (内線: 5157、5158)

がん検診が**無料**

クーポン券で
受診できます!

国が定めた特定の年齢に達した者に対して、大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診の自己負担が無料となるがん検診推進事業を実施しています。受診対象者の年齢に該当している方へ、5月末にクーポン券を郵送しています。クーポン券を利用すると、がん検診が無料で受診できます。がん検診を受けて、がんの早期発見に努めましょう。

有効期限

平成24年**6月1日**から
平成25年**2月28日**まで

検診に必要なもの

- ・クーポン券
- ・身分証明書

受診対象者

大腸がん

年齢	生年月日
40~41歳	昭和46年4月2日~昭和47年4月1日
45~46歳	昭和41年4月2日~昭和42年4月1日
50~51歳	昭和36年4月2日~昭和37年4月1日
55~56歳	昭和31年4月2日~昭和32年4月1日
60~61歳	昭和26年4月2日~昭和27年4月1日

乳がん(女性のみ)

年齢	生年月日
40~41歳	昭和46年4月2日~昭和47年4月1日
45~46歳	昭和41年4月2日~昭和42年4月1日
50~51歳	昭和36年4月2日~昭和37年4月1日
55~56歳	昭和31年4月2日~昭和32年4月1日
60~61歳	昭和26年4月2日~昭和27年4月1日

子宮頸がん(女性のみ)

年齢	生年月日
20~21歳	平成3年4月2日~平成4年4月1日
25~26歳	昭和61年4月2日~昭和62年4月1日
30~31歳	昭和56年4月2日~昭和57年4月1日
35~36歳	昭和51年4月2日~昭和52年4月1日
40~41歳	昭和46年4月2日~昭和47年4月1日

注意事項

1. クーポン券は、個別検診(指定医療機関のみ)、集団検診(浦添市保健相談センター)で使用可能です。
2. 受診する際は本人確認が必要となります。
3. クーポン券が届く前に受診された方は、検診時の自己負担分を返還できる場合があります。詳しくは、浦添市保健相談センターへお問い合わせください。

受診方法

個別検診

検診場所：指定医療機関

直接指定医療機関に電話予約してください。
※指定医療機関一覧表は、クーポン券裏面に記載しています。

集団検診

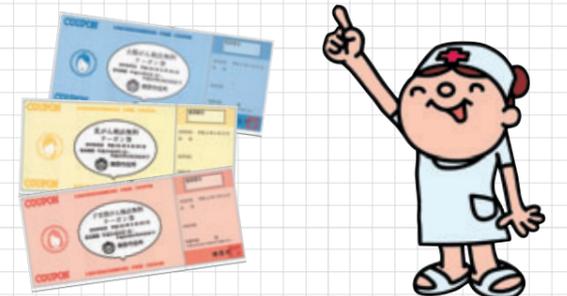
検診場所：浦添市保健相談センター

予約方法については、浦添市保健相談センターへご連絡ください。

転出・転入された方へ

無料クーポン券が届いた時点で、浦添市外へお住まいの方は転出先の市町村へお問い合わせください。浦添市が発行したクーポン券を利用した受診はできませんのでご注意ください。

受診対象者で浦添市へ転入された方は、クーポン券を発行します。浦添市保健相談センターへご連絡ください。



問い合わせ 浦添市保健相談センター がん検診推進事業担当 ☎875-2100

外国人住民の『住民基本台帳制度』が始まります

~いよいよ7月9日スタートです~

外国人の方にも住民票が作成されます。住所を変更する際にも、転入・転出(国外含む)・転居等の「住民異動届出」を行うこととなります。現在の「外国人登録証明書」に代わり、「在留カード」や「特別永住者証明書」が交付されます(3年以内に順次切替)。

証明書名称	在留資格	交付窓口	交付方法
在留カード	中長期在留者	入国管理局	入国時や在留関係の手続の際に交付
特別永住者証明書	特別永住者	市町村	申請により交付

※平成24年7月8日(日)は、制度移管作業のため、自動交付機は終日ご利用できません。

詳しくは「広報うらそえ5月号」または浦添市・総務省・法務省の各ホームページをご覧ください。

問い合わせ 市民課 ☎876-1234 (内線3068)